

旭川医科大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学安全保障輸出管理規程（平成元年旭医大達第91号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条（略） （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略） (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは<u>特定類型該当者</u>への技術の提供又は非居住者若しくは<u>特定類型該当者</u>へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供 (3) ～ (8) （略） (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途、<u>需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。）</u>を確認し、本学として当該取引を行うかを判断すること。 (10) ～ (13) （略） (14) 居住者 <u>外国為替法令の解釈及び運用について（昭和55年11月29日蔵国第4672号）6-1-5, 6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人（新設）</u></p>	<p>第1条（略） （定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略） (2) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供<u>若しくは非居住者へ再提供</u>することが明らかな居住者への技術の提供 (3) ～ (8) （略） (9) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途<u>及び需要者</u>を確認し、本学として当該取引を行うかを判断すること。 (10) ～ (13) （略）</p>

(15) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人 (新設)

(16) 特定類型該当者 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について (平成4年12月21日4貿局第492号) 1 (3) サ①から③までに掲げる者 (自然人である居住者に限る。) (新設)

第3条～第5条 (略)

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者 (以下「統括責任者」という。) を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程の改廃案の作成及び運用手続き等の制定並びに改廃
- (2) 特定類型該当者の把握 (新設)
- (3) 該非判定及び取引審査の最終的な承認
- (4) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- (5) 輸出管理に係る文書管理、監査、指導及び教育
- (6) その他本規程で定められた業務

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 本学に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者 (以下「管理責任者」という。) を置き、学長が指名する者をもって充てる。

(略)

第3条～第5条 (略)

(安全保障輸出管理統括責任者)

第6条 本学に輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者 (以下「統括責任者」という。) を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

2 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本規程、運用手続き等の制定及び改廃
- (2) 該非判定及び取引審査の最終的な承認
- (3) 輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続
- (4) 輸出管理に係る文書管理、監査、指導及び教育
- (5) その他本規程で定められた業務

(安全保障輸出管理責任者)

第7条 本学に、輸出管理に関する事務を行うため、輸出管理責任者 (以下「管理責任者」という。) を置き、学長が指名する学長補佐をもって充てる。

(略)

附 則

この規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、改正後の第 7 条第 1 項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

【改正理由】

「みなし輸出管理の運用明確化」（令和4年5月1日施行）等の改正に対応するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。